

令和4年度

「若者たちが萌えるまち」

留萌市応援寄附報告書

【目次】

1 寄附の概要	・・・ P 1
2 寄附金（基金）の活用	・・・ P 3
3 基金の積み立て	・・・ P 5
4 寄附者のみなさま（団体）	・・・ P 6
5 寄附者のみなさまからのメッセージ	・・・ P 7
6 「若者たちが萌えるまち」留萌市応援寄附条例及び施行規則	・・・ P 9



北海道 留萌市

「ふるさと・るもい」の応援団の皆さまへ

「ふるさと・るもい」を愛する応援団の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は、「若者たちが萌えるまち」留萌市応援寄附にご寄附を賜り、また、日頃より当市のまちづくりに格別のご支援、ご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

この制度は、永遠に持続できるふるさとの海、山、健康づくりを進め、誇りを持って未来を担う子どもたちに引き継ぐまちづくりを進めることを目的に平成20年9月に導入いたしました。

私たちのまち「留萌市」は、北海道の北西、日本海オロロンラインの中継地点に位置し、西は日本海、南北には暑寒別天売焼尻国定公園が連なる豊かな自然に囲まれたまちです。

留萌市はニシンとともに発展し、塩かずの子の加工生産量日本一を誇る「かずの子のまち」であるとともに、海と山の新鮮な旬の幸が集まり、ヒラメ・タコ・ウニなどの海産物、良質な留萌産米を中心とした農産物など四季折々の食彩が豊富です。これらの地域資源を守り発展させ、未来に引き継ぐためには、萌える若者たちのがんばりと留萌市に想いを寄せてくださる皆さまの応援が必要であります。

チャレンジする若者たち、ふるさと・るもいの応援団とともに、明るい未来を目指して、新しい取り組みに挑戦しながら、まちづくりを進めてまいりますので、今後とも皆さまの温かいご支援・ご協力をお願いします。



令和5年6月

留萌市長

中西 俊司

1 寄附の概要

令和4年度は、71,794件、1,133,394,208円のご寄附をいただきました。

寄附事業の区分	件数	寄附額（円）
(1) 萌える若者たちのまちづくりに関する事業	2,284	34,916,000
(2) ふるさとの海づくり・里山づくりに関する事業	4,982	75,979,000
(3) ニシン文化の継承に関する事業	1,479	22,736,000
(4) 食のブランド化、食育に関する事業	1,624	24,793,500
(5) 健康で輝きのある元気づくりに関する事業	623	9,315,500
(6) 安心して暮らせる地域医療づくりに関する事業	2,822	42,607,500
(7) こどもの健全な育成に関する事業	7,318	112,531,500
(8) 市長が特に必要と認める重点事業	46,405	674,305,000
(9) スポーツを通じて子ども達の夢を応援する取組	3,657	56,376,500
(10) 新型コロナウイルス感染症対策に関する事業	590	8,983,500
(11) その他留萌市が推進する事業	10	70,850,208
合計	71,794	1,133,394,208

令和4年度中に受け入れたご寄附71,794件のうち、71,770件は個人から、24件は団体からのご寄附でした。

また、寄附者の居住地を地域別でみると留萌市内が11件、道内（留萌市を除く）が3,279件、道外が68,504件となっており、道外からのご寄附が多かったことから、留萌市の魅力を全国に発信することができました。

※詳細は次ページ参照

○ 令和４年度留萌市応援寄附金受入結果

	（１）萌える若者たちのまちづくりに関する事業		（２）ふるさとの海づくり、里山づくりに関する事業		（３）ニシン文化の継承に関する事業		（４）食のブランド化、食育に関する事業		（５）健康で輝きのある元気づくりに関する事業		（６）安心して暮らせる地域医療づくりに関する事業		（７）こどもの健全な育成に関する事業		（８）市長が特に必要と認める重点事業		（９）スポーツを通じて子ども達の夢を応援する取組		（１０）新型コロナウイルス感染症対策に関する事業		（１１）前各号に掲げる事業のほか、留萌市が推進する事業		合計	
	件数	寄附額（円）	件数	寄附額（円）	件数	寄附額（円）	件数	寄附額（円）	件数	寄附額（円）	件数	寄附額（円）	件数	寄附額（円）	件数	寄附額（円）	件数	寄附額（円）	件数	寄附額（円）	件数	寄附額（円）	件数	寄附額（円）
個人	2,284	34,916,000	4,982	75,979,000	1,479	22,736,000	1,624	24,793,500	623	9,315,500	2,822	42,607,500	7,317	111,831,500	46,388	663,742,000	3,657	56,376,500	589	8,883,500	5	244,000	71,770	1,051,425,000
市内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20,000	1	50,000	1	30,000	0	0	0	0	1	30,000	4	130,000
道内	115	1,918,500	208	3,244,000	75	1,387,000	85	1,184,000	28	623,000	153	2,470,000	329	5,367,000	2,059	31,783,500	190	3,094,000	26	408,000	1	100,000	3,269	51,579,000
道外	2,169	32,997,500	4,774	72,735,000	1,404	21,349,000	1,539	23,609,500	595	8,692,500	2,668	40,117,500	6,987	106,414,500	44,328	631,928,500	3,467	53,282,500	563	8,475,500	3	114,000	68,497	999,716,000
団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	700,000	17	10,563,000	0	0	1	100,000	5	70,606,208	24	81,969,208
市内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	700,000	2	4,000,000	0	0	1	100,000	3	306,208	7	5,106,208
道内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4,963,000	0	0	0	0	2	70,300,000	10	75,263,000
道外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1,600,000	0	0	0	0	0	0	7	1,600,000
合計	2,284	34,916,000	4,982	75,979,000	1,479	22,736,000	1,624	24,793,500	623	9,315,500	2,822	42,607,500	7,318	112,531,500	46,405	674,305,000	3,657	56,376,500	590	8,983,500	10	70,850,208	71,794	1,133,394,208

2 寄附金（基金）の活用

令和4年度については、応援基金積立分を取り崩し、下記の40事業を実施しました。
今後も事業実施に向けた検討を重ね、より良い有効活用を図り事業を展開していきます。

(1) 基金積立額を取り崩し実施した事業（令和4年度は40事業を実施）

事業の詳細は「令和4年度留萌市応援基金の使い道のご紹介」をご覧ください。

No.	予算事業名	事業費	対象寄附項目
1	地域戦略推進事業	1,377,697	萌える若者たちのまちづくりに関する事業
2	音楽合宿のまち「るもい」事業	3,699,662	
3	中体連参加費補助金	2,500,000	
4	観光・地域ブランド力向上事業	1,656,882	
5	産学官連携強化事業	585,363	ふるさとの海づくり・里山づくりに関する事業
6	スマート農業推進事業	3,720,050	
7	ナマコ資源増大共同事業負担金	214,342	
8	旧佐賀家漁場管理事業	353,100	ニシン文化の継承に関する事業
9	学校給食地元食材活用事業	268,859	食のブランド化・食育に関する事業
10	温泉施設送迎車両運行委託料	771,400	健康で輝きのある元気づくりに関する事業
11	るもい地域住民健康づくり啓発強化委託料	255,200	
12	新生児聴覚検査費助成金	390,720	
13	屈折検査機器購入事業	596,500	
14	地域リスク介入研究推進事業委託料	2,372,505	安心して暮らせる地域医療づくりに関する事業
15	保育士確保対策助成事業	400,000	こどもの健全な育成に関する事業
16	寺子屋るもいっこ事業	1,612,382	
17	冬季スポーツ環境推進事業	1,486,318	
18	保育士等加配補助金	6,683,784	
19	防災備蓄品・資機材整備事業	2,828,053	市長が特に必要と認める重点事業
20	自主防災活動支援事業	562,474	
21	乳幼児等医療扶助費	24,327,230	
22	障害児養育支援事業委託料	5,783,080	
23	クールチョイス事業	946,000	
24	特定不妊治療費助成金	150,000	
25	道の駅るもい運営事業	16,113,931	
26	VICTASとの連携による卓球のまちづくり事業	6,217,501	
27	コンサドーレとの連携によるスポーツを起爆剤としたひとづくりまちづくり事業	473,220	
28	移住・定住促進実証実験事業	2,765,000	
29	河合塾との連携による地元高校教育振興支援事業	5,017,415	
30	乳幼児等医療扶助費 高校生拡大分	2,337,774	
31	地元企業応援助成金	10,528,000	
32	モンベルアウトドア観光・プロモーション事業	2,685,100	
33	JALとの連携によるふるさと納税等推進事業	2,738,946	
34	浜中陸上競技場整備工事	13,750,000	
35	河合塾との連携による学習意欲向上事業（中学校）	294,250	
36	こどもの夢チャレンジ支援事業	1,879,000	
37	旧北光中学校屋内運動場利活用	1,775,252	
38	地域活性化企業人件費負担金	16,929,000	
39	ふるさと納税特設サイト等作成委託料	2,307,800	
40	海洋再生エネルギー発電誘導調査	2,896,500	
合 計		152,250,290	

※ (1)の内、企業版ふるさと納税を取り崩して実施した事業

No.	予算事業名	事業費	対象寄附項目
4	観光・地域ブランド化向上事業	1,000,000	萌える若者たちのまちづくりに関する事業
6	スマート農業推進事業	1,000,000	ふるさとの海づくり・里山づくりに関する事業
26	VICTASとの連携による卓球のまちづくり事業	2,000,000	市長が特に必要と認める重点事業
35	河合塾との連携による学習意欲向上事業（中学校）	2,000,000	
合 計		6,000,000	

※ (1)の内、スポーツを通じて子ども達を応援する取組を取り崩して実施した事業

No.	予算事業名	事業費	対象寄附項目
26	VICTASとの連携による卓球のまちづくり事業	4,217,501	市長が特に必要と認める重点事業
27	コンサドーレとの連携によるスポーツを起爆剤としたひとづくりまちづくり事業	473,220	
36	こどもの夢チャレンジ支援事業	1,879,000	
合 計		6,569,721	

(2) 令和4年度の一般寄附金を直接充当した事業（令和4年度は4事業を実施）

No.	実施事業名	寄附額	対象寄附項目
1	交通安全推進事業	226,000	その他留萌市が推進する事業
2	環境保全事業	168,000	
3	観光施設管理事業	100,000	
4	図書館運営管理事業	30,000	
合 計		524,000	

(3) 令和4年度の企業版ふるさと納税を直接充当した事業（令和4年度は5事業を実施）

No.	実施事業名	寄附額	対象寄附項目
1	地元企業応援助成金	200,000	市長が特に必要と認める重点事業
2	スマート農業推進事業	1,200,000	
3	モンベルアウトドア観光・プロモーション事業	750,000	
4	モンベルアウトドアヴィレッジ基本計画策定委託料	2,750,000	
5	VICTASとの連携による卓球まちづくり事業	1,100,000	
合 計		6,000,000	

3 基金の積み立て

令和４年度にご寄附をいただきました総額1,133,394,208円のうち、返礼品や返礼品の送付に係る経費等を差し引いた金額と、基金積立金により得られた運用益を積立可能額として算出し、それぞれ基金へ積み立てています。

(1) 留萌市応援基金の残高（令和４年度末現在）

寄附事業の区分（略称）	留萌市応援寄附条例に基づく寄附金等積立分			合　　計
	令和３年度末 留萌市応援基金 累計額	令和４年度		
		活用金額	積立可能額	
（１）萌える若者たちのまちづくり	32,434,911	9,234,241	16,021,811	39,222,481
（２）ふるさとの海づくり・里山づくり	70,826,733	4,519,755	34,864,280	101,171,258
（３）ニシン文化の継承	13,989,273	353,100	10,432,807	24,068,980
（４）食のブランド化、食育	24,422,195	268,859	11,376,927	35,530,263
（５）健康で輝きのある元気づくり	7,256,135	2,013,820	4,274,579	9,516,894
（６）安心して暮らせる地域医療づくり	70,698,353	2,372,505	19,551,189	87,877,037
（７）こどもの健全な育成	90,116,978	10,182,484	51,637,027	131,571,521
（８）市長が特に必要と認める重点事業	284,511,491	110,735,805	306,663,322	480,439,008
スポーツを通じて子ども達を応援	18,113,509	6,569,721	25,869,334	37,413,122
企業版ふるさと納税	11,000,000	6,000,000	0	5,000,000
基金運用益	－		9,324	9,324
合　　計	623,369,578	152,250,290	480,700,600	951,819,888

(2) その他基金への積立額（寄附金財源）

令和４年度は「新型コロナウイルス感染症対策基金」をはじめとする各基金へ積み立てを行いました。なお、新型コロナウイルス感染症対策基金への積立額は、必要経費を差し引いた、4,123,053円となっています。

基金の名称	令和４年寄附額
交通維持修学等助成基金	74,000
留萌市公共施設整備基金	70,014,000
社会福祉振興基金	20,208
新型コロナウイルス感染症対策基金	4,123,053
芸術文化振興基金	200,000

4 寄附者のみなさま（団体）

ご芳名(団体)	寄附額(円)	企業版
株式会社 INFLUX	1,000,000	○
株式会社 ネオリサイクル	186,000	
留萌外販商組合	20,208	
旭川地区トラック協会留萌支部萌青会	300,000	
株式会社 Synergy Career	100,000	○
明治安田生命保険相互会社旭川支社	513,000	
芳栄会	100,000	
株式会社ドート	50,000	
株式会社森田自動車工業	1,000,000	
留萌信用金庫	3,000,000	
ハタナカグループ	3,000,000	○
北海道旅客鉄道株式会社	70,000,000	
株式会社ヤクルト北北海道	300,000	○
株式会社阿部工業	700,000	
ホクレン農業協同組合連合会	1,000,000	○
株式会社 サイバーレコード	非公表	○
株式会社フリーウェイジャパン	非公表	○
株式会社キョウエイアドインターナショナル	非公表	○
ポート株式会社	非公表	○
株式会社ビートレーディング	非公表	○
株式会社ipnet	非公表	○
匿名	100,000	

- ・ 敬称は省略させていただきました。
- ・ 個人からのご寄附につきましては、市ホームページに掲載をさせていただきました。

5 寄附者のみなさまからのメッセージ

令和4年度に本市に寄せられた応援メッセージの一部を紹介いたします。すべての応援メッセージは市ホームページに掲載をさせていただきました。

- 旅先で心に残る地であったため、数ある地から選ばせていただきました。留萌の道の駅、よかったです。特に留萌産のルルロソの美味しさに感動したので、全国に伝わると良いなと思っています。今後も産業発展、地域振興を願っております。
- 先日、旅行で留萌市にお邪魔しました。数の子のお土産が皆に好評でした。道の駅のドッグランを知っていたら、そして犬同宿可の宿泊施設があったら、逗留していたと思います。美味しい留萌市、これからも期待しています。
- 品物の品質が良いので寄附の申込みをしました。今こそ、子育て・教育の支援が大切だと考えています。将来の日本を担うこどもたちが留萌からたくさん輩出されますよう祈っています。
- こどもが元気に笑顔で暮らせる町でありますように。応援させてください。
- 寒さ厳しい中、コロナ禍も発生、本当に大変と思います。お年寄りも多いと思いますので、医療体制を強化されて元気な地区になられることをお祈りします。30年ほど前に大好きな観光で貴地を訪れて、本当に良い地区で感動した記憶があります。留萌市の益々健康で元気な市であるようお祈りしております。
- 民間企業を活用して、障がい児・障がい者対策に力を入れて下さるとありがたいです。
- 留萌市の若者たちに、留萌の魅力を発信してもらい、活気のある街づくりに貢献していただく為に寄附金を活用してほしいです。応援しています。
- 少額ですが、中西市長が掲げる経済の活性化と地域の振興のためにお役立てください。

- 留萌の近くに祖母が住んでおり、何度か訪れたことがあります。祖母が送ってくれる留萌のニシンの燻製が大好きで、これからもずっと続けてもらいたいので、今回寄附させていただきました。
- 留萌は道内ではメジャーな市ではありませんが、だからこそ魅力のある海産物・農産物によるブランド化を通じて、安定した収入が得られるように役立てていただければと思います。
- 何度か訪れた事があり、親切にいただいた事、海の幸がとても美味しかった事、やわらかな景色等、とてもいい思い出です。
- 以前、北海道旅行でバス時間を見間違えて、最終便に間に合わなかった事がありました。留萌の自衛官の方に親切に車で送っていただき、感謝した次第でした。僅かでもお返し出来れば幸いです。
- 毎年寄附させていただいておりますが、返礼品のラインナップが増えており大変驚いております。しっかりと地域特性を活かして、返礼品の工夫、留萌の食のブランド化に取り組まれている証左かと思います。関係の皆様の益々のご発展をお祈りしております。
- 僅かですが、海や山の保全に役立てていただければと思います。ホームページ見やすかったです。
- 以前、北海道を旅行して留萌の漁村で食べた水蛸の美味しさが忘れられません。
- 昆布巻きが大好きで、北海道の海の幸がたくさん入ったおせちが魅力的でした。いつか黄金岬の夕日を見に行きたいです。
- 以前留萌市に住んだ事があり、とても住みやすい街でした。これからも医療を含め、子どもからお年寄りまで、健康で温かな街になる様応援していきたいと思っています。

「若者たちが萌えるまち」留萌市応援寄附条例及び施行規則

(1) 「若者たちが萌えるまち」留萌市応援寄附条例

平成20年9月25日条例第35号

「若者たちが萌えるまち」留萌市応援寄附条例

2008年環境サミット。

地球環境を考える「北海道洞爺湖サミット」の開催年に、わたしたちのまち留萌は、留萌市自治基本条例（平成18年留萌市条例第40号）の理念にも掲げられている、永遠に持続できるふるさとの海、山、健康づくりを進め、誇りをもって未来を担う子どもたちに引き継ぐまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、留萌市自治基本条例の理念に基づき、留萌のまちづくりへの共感やふるさとへの想いを持つ人びとの地域づくりへの参加手法として、寄附金を財源とし、寄附者の想いを具体化することにより、多くの人びとの参加による個性あるふるさとづくりに資することを目的とする。

（事業の区分）

第2条 前条に規定する寄附者の想いを具体化するための事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 萌える若者たちのまちづくりに関する事業
- (2) ふるさとの海づくり・里山づくりに関する事業
- (3) ニシン文化の継承に関する事業
- (4) 食のブランド化、食育に関する事業
- (5) 健康で輝きのある元気づくりに関する事業
- (6) 安心して暮らせる地域医療づくりに関する事業
- (7) こどもの健全な育成に関する事業
- (8) 市長が特に必要と認める重点事業
- (9) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業
- (10) 前各号に掲げる事業のほか、留萌市が推進する事業

（寄附金の指定等）

第3条 寄附者は、前条各号に規定する事業（以下「寄附事業」という。）の中から、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定することができる。

2 市長は、寄附者が前項に規定する事業の指定を行わなかったときは、第2条第8号の事業の指定があったものとみなす。

（基金の設置）

第4条 第2条第1号から第9号までに規定する事業に充てることを目的とし、寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するため、「若者たちが萌えるまち」留萌市応援基金（以下「応援基金」という。）を設置する。

（基金への積立て等）

第5条 第2条第1号から第9号までに規定する事業に係る寄附者から収受した寄附金は、応援基金に積み立て、第2条第10号に規定する事業に係る寄附者から収受した寄附金は、その目的に応じて、留萌市の設置する各種基金に積み立てるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、寄附事業の財源又はこの条例に基づく事務に要する経費に充てることができる。

（寄附者への配慮）

第6条 市長は、応援基金の管理及び運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

（基金の管理）

第7条 応援基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（基金の収益処理）

第8条 応援基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この応援基金に編入するものとする。

（基金の処分）

第9条 応援基金は、その設置の目的を達成するため、第2条第1号から第9号までに規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（基金の繰替運用等）

第10条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、応援基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（運用状況の公表）

第11条 市長は、毎年度の終了後3ヶ月以内にこの条例の運用状況について、公表しなけ

ればならない。

(条例の見直し)

第12条 この条例は、施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化やこの条例の推進状況を検証し、その結果に基づいて見直しを行うことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月18日条例第28号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日条例第2号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年12月15日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 「若者たちが萌えるまち」留萌市応援寄附条例施行規則

平成20年9月25日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、「若者たちが萌えるまち」留萌市応援寄附条例（平成20年留萌市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 寄附金は、寄附申込書（別記様式第1号）によるものとする。ただし、インターネットを経由した申込みその他の方法により寄付者の意向を確認することができる場合は、この限りでない。

2 寄附金の受入れは、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

(1) 市が発行する納付書による納付

(2) 郵便振替による納付

(3) インターネットを経由した次の支払方法による納付

ア クレジットカード決済

イ インターネットバンキング決済

ウ コンビニエンスストア決済

- 3 市長は、寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還することができる。
- 4 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。
- 5 寄附金の受入れは、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(寄附金受領証明書の交付)

第3条 市長は、寄附金を受け入れたときは、寄附者に対し、寄附金受領証明書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(感謝状等の贈呈)

第4条 市長は、寄附金を受け入れたときは、寄附者に対し、感謝状（別記様式第3号）を贈呈することができる。

- 2 感謝状は、適宜礼状（別記様式第4号）に代えることができる。
- 3 市長は、一定額以上の寄附者に対して、市の特産品等を贈ることができる。
- 4 市長は、100万円以上の寄附があったときは、感謝状にあわせて、記念品として額縁を贈呈することができる。

(寄附金台帳等の作成)

第5条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（別記様式第5号）を作成しなければならない。

- 2 市長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄附金の額)

第6条 寄附金は、一口1,000円を下限とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(運用状況の公表方法)

第7条 条例第11条に規定する運用状況の公表は、次に掲げる事項とし、広報誌等により行うものとする。ただし、寄附者が自らの氏名、住所等の公表を希望しない場合はこれを公表しないものとする。

- (1) 寄附者の氏名又は団体名
- (2) 寄附者の住所（所在地）の都道府県・市区町村名
- (3) 寄附金の額

(4) 寄附金を充当した事業の名称及び事業の概要

(5) 留萌市応援基金の運用状況

(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)

第8条 条例第2条第9号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年8月31日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年5月18日規則第32号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月29日規則第28号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月4日規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第5号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月24日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行し、令和元年9月9日から適用する。

附 則 (令和2年3月18日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年12月15日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。